

1 適正・公平な課税の推進

～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話での連絡などによる簡易な接触も行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	H26 (2014)	H27 (2015)
申告所得税		68	66
法人税		95	94

■ 実地調査1件当たり申告漏れ所得金額

(単位：万円)

税目	事務年度	H26 (2014)	H27 (2015)
申告所得税		739	794
法人税		866	888

～ システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備 ～

国税庁では、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や各種資料情報などを分析するなど、調査選定にシステムを活用しています。

また、活用効果の高い資料情報を効率的に収集するために、資料収集の専門部署を設置するなどの体制整備に取り組んでいます。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料情報や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度などを活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図り、積極的に調査を実施しています。

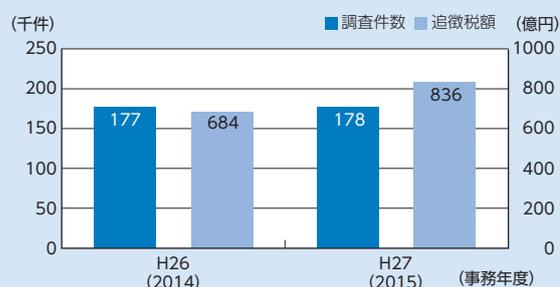
◎ 海外資産等の申告除外を把握した事例

- 租税条約に基づく情報交換制度を活用し、海外の金融機関に保有する金融商品から運用益を得ているにもかかわらず、申告していなかった事実を把握
- いわゆるタックスヘイブンに設立したペーパーカンパニーを介して取引を行い、税負担を軽減していた事実を把握

～ 十分な審査と調査等により、消費税の不正還付申告を防止 ～

消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

■ 消費税の調査状況（個人・法人）



◎ 消費税の調査事例

- 消費税課税事業者にならないように、意図的に収入金額を少なく申告していた事実を把握
- 帳簿等を改ざんし、国内売上を輸出免税売上に仮装する手口で不正に消費税の還付を受けていた事実を把握

～ 資料情報を活用し、的確に無申告を把握 ～

無申告は、適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報の更なる収集・活用を図るなどし、的確に無申告を把握し、積極的に調査を実施しています。

■ 無申告の調査状況（個人・法人）



◎ 無申告の調査事例

- 社員が副業のネット販売について申告していなかった事実を把握
- 廃業したと偽りながら事業を継続していた事実を把握

～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続の遵守を徹底しています。

(2) 調査以外の手法によるコンプライアンスの確保

～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁においては、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、メリハリのある効果的・効率的な事務運営に努めています。

◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる者や保有する情報から無申告が想定される者に対し、お尋ね等による書面照会を行い、申告についての自主的な見直しの呼びかけ
- 一定の業種・地域の納税者に対し、適正申告の喚起文の発送、説明会の開催、リーフレットの配付を行い、業種・地域全体の申告水準の向上及び今後の適正申告の確保を図る取組

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組

● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組

我が国全体の申告水準の維持・向上の観点から、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上は大変重要です。このため、大企業に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の中で意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実にに向けた働きかけを行っています。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で一定の条件を満たした大企業については、次回調査までの間隔を延長し、その分の調査事務量をより調査必要度の高い大企業に振り向けています。

この取組により、国税庁では限られた人員をより効果的に活用できるようになるとともに、企業側では、不適切な税務処理が発生するリスクが軽減する、税務調査の頻度がより調査必要度に応じたものとなり事務負担が軽減するといったメリットが生じるものと考えています。

本取組の詳細な内容は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>(ホーム>申告・納税手続>法人税>申告手続に係る各種参考情報)】(掲載箇所は平成29(2017)年5月現在のものです。)をご覧ください。

● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進

～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

国税局が行う申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページに掲載しています。

提出直前の申告書の自主点検や申告書を作成される前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用ください。

これらの活用により、申告書誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクが軽減されるものと考えています。

【<https://www.nta.go.jp>(ホーム>申告・納税手続>法人税>申告手続に係る各種参考情報)】

(掲載箇所は平成29(2017)年5月現在のものです。)

● 「移転価格ガイドブック ～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」の公表

国税庁では、BEPSプロジェクトの進展や、移転価格文書化制度の整備などの移転価格を取り巻く環境変化の下、移転価格税制に関する納税者の自発的な税務コンプライアンスを高めることを目指し、事務運営(取組方針、具体的な施策)を見直すとともに、納税者の予測可能性や行政の透明性を向上させるため、平成29(2017)年6月、「移転価格ガイドブック ～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」を公表しました。

詳しくは、47ページをご覧ください。

(3) 資料情報

～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、的確な調査・指導に活用しています。

特に、近年の経済取引の国際化、高度情報化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態を把握するため、海外投資や海外企業との取引に関する情報、インターネットを利用した電子商取引などの資料情報の収集に取り組んでいます。

■ 資料情報の収集枚数



(4) 査察

～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

昨今の経済取引の広域化、国際化及びICT化により、脱税の手段・方法が複雑・巧妙化している中で、査察は、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者の告発に努めています。

～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

平成28年度においては、消費税の輸出免税制度を利用した大口の不正還付事案を告発するなど、消費税事案を積極的に取り組みました。

また、急速に市場が拡大している太陽光発電関連事案や震災復興関連事案などに対しても積極的に取り組みました。

■ 平成28(2016)年度告発事例

消費税の輸出免税制度を利用して不正に還付を受けていたもの

高級腕時計の輸出販売を行う会社が、関係会社の在庫商品(高級腕時計)を国外の会社に販売したように装って輸出し、同じ商品を再び国内に還流するという虚偽の取引を繰り返す方法で、架空の仕入及び架空の売上を計上し、不正に多額の消費税の還付を受けていました。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
平成27年度 (2015)	189件	181件	115件	13,841百万円 (11,204百万円)	76百万円 (97百万円)
平成28年度 (2016)	178件	193件	132件	16,106百万円 (12,692百万円)	83百万円 (96百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1件当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
平成27年度 (2015)	内12 133件	内12 133件	100.0%	内1 2人	64百万円	15.2月	15百万円
平成28年度 (2016)	内12 100件	内12 100件	100.0%	内9 14人	59百万円	13.9月	14百万円

※ 1 表中の内書は他犯罪との併合事件を示しています。

※ 2 ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

過去に査察調査により把握した隠し財産の事例

居室のクローゼットに置かれたボストンバッグの現金を把握



脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金、有価証券、FX取引の証拠金として留保されていたほか、居室や高級外車、高級腕時計、金地金、競走馬等の取得費用、特殊関係人への援助資金、ギャンブル等の遊興費などに充てられていた事例もみられました。

また、不正資金の一部が、国外の預金口座で留保されるほか、国外のコンドミニアムの取得費用に充てられていた事例や国外のカジノでの遊興に費消していた事例がありました。

2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約61.9兆円(年度内収納割合は98.8%) ～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成27(2015)年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約62兆7,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約61兆9,000億円となっており、その収納割合は98.8%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

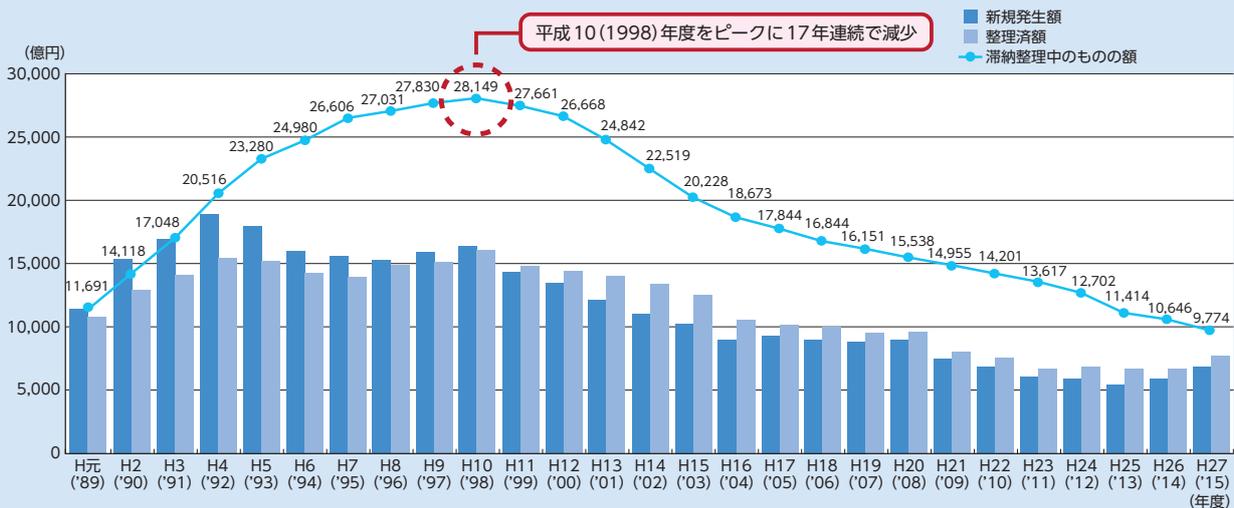
前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発付する前に電話で連絡して納付を促すなど、滞納を未然に防止するための取組を行っています。

(2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の34.7%に ～

滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいい、平成27(2015)年度末時点の滞納税額は約9,774億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。
 ※2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約1兆円と依然として高水準

→ 今後も局署を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、早期着手・早期保全に努めるとともに、以下の基本方針の下、滞納の整理促進に取り組んでいます。

～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納処分の執行は、滞納者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、差押え、公売等の滞納処分を行う一方で、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しています。

なお、猶予制度については、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ確かな納税の履行を確保するという改正の趣旨を踏まえながら、適切に対応しています。

～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索、差押え、公売等の滞納処分を実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

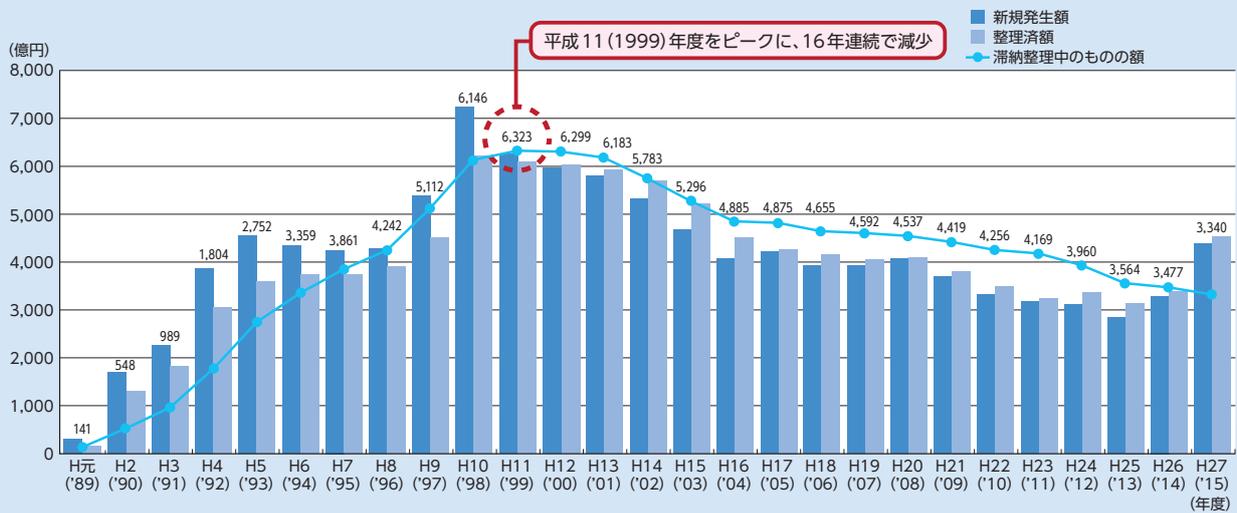
～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

広範囲にわたって財産調査先が存在するなどの処理困難事案については、相当の事務量や処理の進展に高度な徴収技法の活用が必要なため、広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的な対応を行うとともに、詐害行為取消訴訟¹等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税滞納については、滞納残高は年々減少しているものの、滞納全体に占める割合が年々高まっているため、国税局及び税務署を通じて消費税滞納を含む滞納事案の確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※ 1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。
 ※ 2 地方消費税を除いています。

(3) 集中電話催告センター室

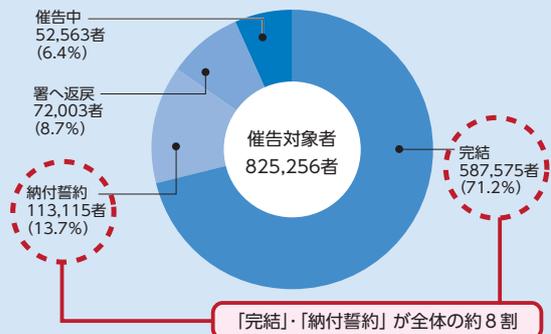
～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規滞納事案は、集中電話催告センター室（納税コールセンター）で幅広く所掌し、システムを活用した電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

これにより、平成 27 (2015) 年 7 月から平成 28 (2016) 年 6 月末までの 1 年間で、催告対象約 83 万者のうち、約 59 万者 (71.2%) が完結し、約 11 万者 (13.7%) が納付誓約となっています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

平成 27 (2015) 年 7 月から平成 28 (2016) 年 6 月末までに電話催告の対象となった 825,256 者のうち、完結に至ったのは 587,575 者となっています。



¹ 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する法律行為(詐害行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます(国税通則法第42条、民法第424条参照)。

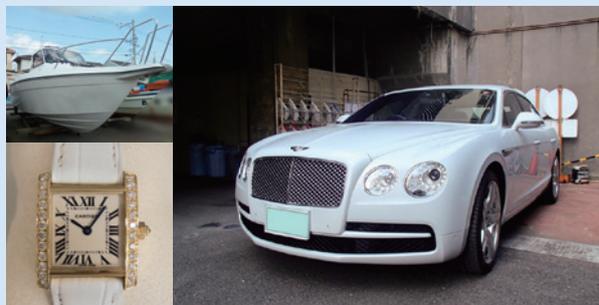
(4) インターネット公売

～ インターネット公売で約400物件を売却 ～

国税庁では、民間のオークションサイトを利用したインターネット公売を実施しています。インターネット公売は、参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の間中は、24時間インターネット上で買受申込みをすることができるなど利便性が高く、より多くの参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

平成28(2016)年度は、4回のインターネット公売を実施しました。その結果、延べ約4千人の方の参加があり、自動車、宝飾品、不動産など約400物件が売却され、その売却総額は約5億円となっています。

■ 過去にインターネット公売で売却した財産の例



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～ システムの高度活用で的確かつ迅速な処理を実施 ～

納税申告や還付申告によって、国税の債権債務の管理業務が大量に発生するため、システムを活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

また、税金の納付は年間約4,250万件あり、効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)¹や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税²に加え、電子納税やダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化して効率的かつ迅速に処理しています。

参考 情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有していますが、その情報が簡単に漏れるようでは、納税者からの協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的に職員に対する情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、お話を伺う場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

1 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

2 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預貯金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、その結果もデータで返却してもらうという処理を行います。

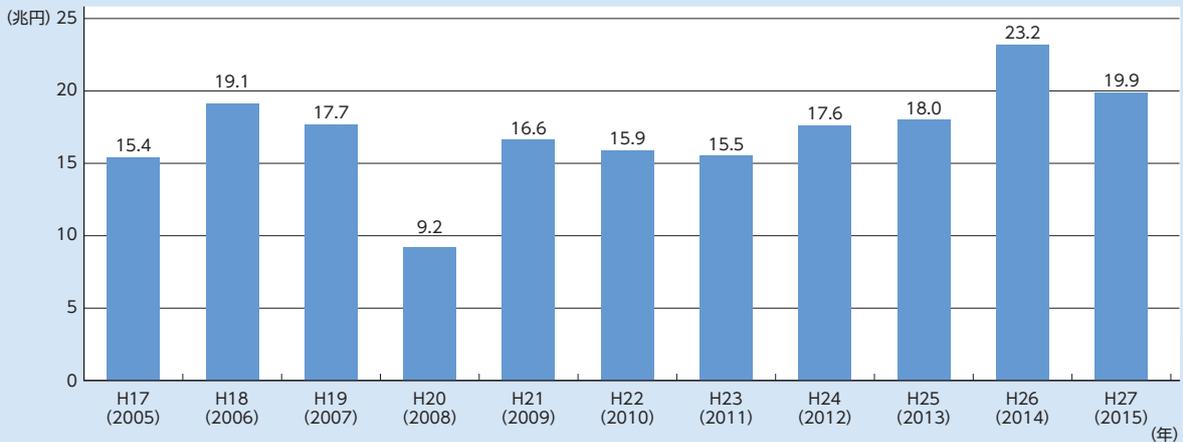
3 国際的な取引への対応

(1) 背景

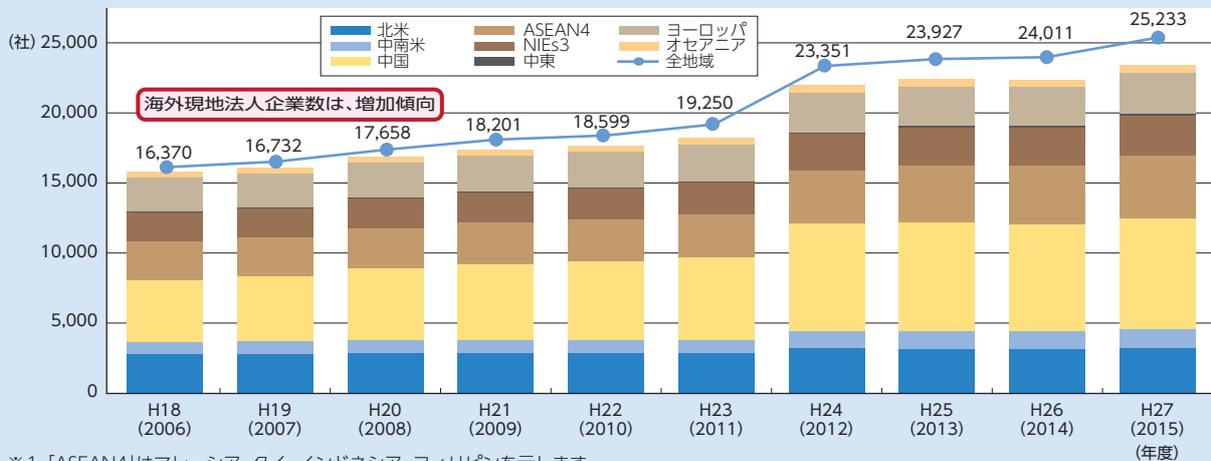
近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化しています。このような中、いわゆる「パナマ文書」の公開やBEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) プロジェクトの進展などにより、富裕層や海外取引のある企業による、海外への資産隠しのほか、国外で設立した法人や各国の税制・租税条約の違いを利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。

国税庁としては、国内のみならず、こうした国際的な動きも十分に視野に入れて適正公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えています。

■ 家計部門からの海外投資 (対外証券投資) 金額



■ 現地法人企業数の地域別推移



※1 「ASEAN4」はマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンを示します。

※2 「NIEs3」はシンガポール、台湾、韓国を示します。

(出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」)

コラム7 「国際戦略トータルプラン－国際課税の取組の現状と今後の方向－」の公表

国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付けているところ、平成28(2016)年10月に、改めて、国際課税の取組の現状と今後の方向を取りまとめた「国際戦略トータルプラン」を公表しています。

富裕層・海外取引のある企業

海外への
資産隠し

国外で設立した
法人を利用した
国際的租税回避

各国の税制・
租税条約の違いを
利用した国際的
租税回避

国際戦略トータルプラン

情報リソースの充実

〔国外送金等調書の活用〕
・100万円超の国外への送金及び国外からの受金の把握

〔国外財産調書の活用〕
・5,000万円超の国外財産(預金、有価証券や不動産等)の把握

〔財産債務調書の活用〕
・3億円以上の財産(預金、有価証券や不動産等)又は1億円以上の有価証券等の把握(所得2,000万円超の者)

〔租税条約等に基づく情報交換〕
・取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報の収集

〔CRS^(※1)による金融口座情報の自動的交換〕
・海外の金融口座情報(預金残高等)の収集(平成30(2018)年9月までに初回の交換)

〔多国籍企業情報の報告制度の創設〕
・多国籍企業のグループ情報の収集(平成30(2018)年9月までに初回の交換)

調査マンパワーの充実

〔局統括国税実査官(国際担当)・国際調査課〕
・国際的租税回避行為に係る資料の収集・分析、調査企画
・複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発

〔局・署国際税務専門官〕
・国際的な課税上の問題がある事案の発掘、積極的な調査の実施

〔重点管理富裕層PTの設置・拡大〕
・富裕層のうち特に高額な資産を有すると認められる者の管理及び調査企画

〔国際課税関係の体制整備(平成29(2017)年度要求中)〕
・国際課税の司令塔(庁国際課税企画官)の設置等の要求
・国際課税に係る専担者等の増員の要求

グローバルネットワークの強化

〔租税条約等に基づく情報交換〕【再掲】
〔CRSによる金融口座情報の自動的交換〕【再掲】

〔徴収互助制度の活用〕
・租税条約締約国にある財産についての相手国の税務当局への徴収の要請

〔国際的な枠組みへの参画〕
・BEPS^(※2)や税の透明性に関する国際的な議論への対応

〔相互協議の促進〕
・国際的な二重課税問題の解決

※1 CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略 ※2 BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益転移の略

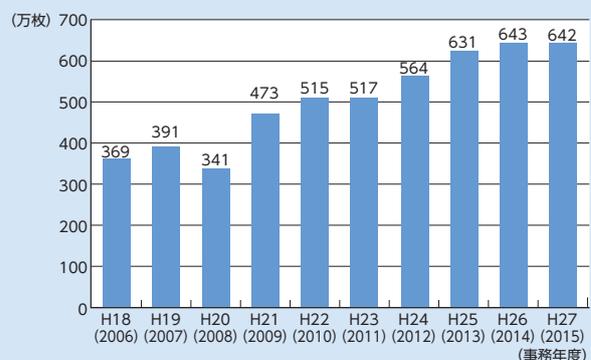
(2) 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)

国税庁では、国内外をまたぐ資金の移動や国外に保有する資産の把握を目的として、次の制度を活用しています。

① 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名・住所、取引金額、マイナンバー・法人番号などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです(平成10(1998)年4月施行、平成27(2015)事務年度における提出枚数：約642万枚)。

■ 国外送金等調書の提出枚数



※ 平成21(2009)年4月より、提出基準が200万円超から100万円超に引き下げられています。

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒税行政の適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

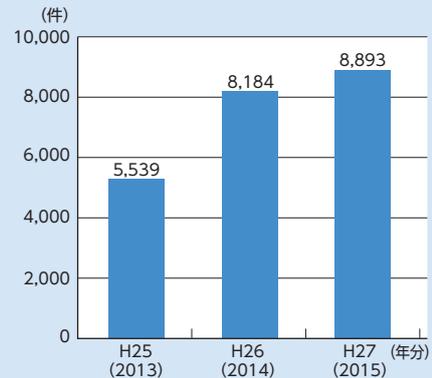
資料編

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

② 国外財産調書

その年の12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方が、その国外財産の種類、数量、価額及びマイナンバーなどを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成26(2014)年1月施行、平成27(2015)年分の提出件数：約8,900件(平成28(2016)年6月末現在))。

■ 国外財産調書の提出件数



③ 財産債務調書

その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上の有価証券等(国外転出時課税の対象となる財産)を有する方が、財産の種類、数量、価額や債務の金額及びマイナンバーなどを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成28(2016)年1月施行、平成27(2015)年分の提出件数：約75,000件(平成28(2016)年6月末現在))。

④ 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約などの規定に基づく情報交換を実施することにより、適正・公平な課税に必要な情報を国外から入手することが可能となっています。最近ではパナマ共和国との租税情報交換協定が発効するなど、特に近年、情報交換ネットワークの拡大・強化が図られています。平成29(2017)年4月現在、68の租税条約等(110か国・地域)が発効しており、年間数十万件の情報交換を行っています。

■ 情報交換件数の推移



※ 情報交換件数は、各事務年度に実際に收受・発送した件数です。

⑤ CRS(共通報告基準)による金融口座情報の自動的交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26(2014)年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「CRS(Common Reporting Standard: 共通報告基準)」が策定・公表され、平成29(2017)年4月現在、100か国・地域の税務当局がその実施を約束しています。

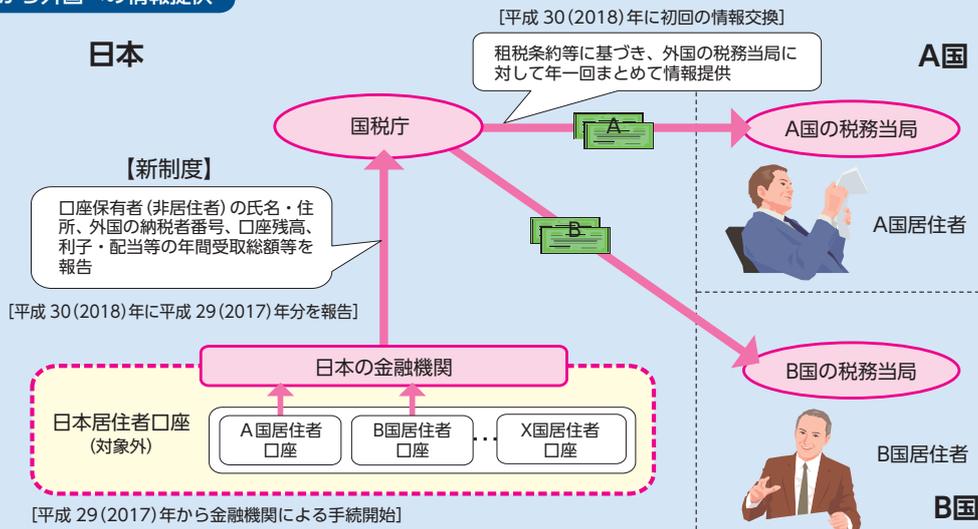
今後、各国の税務当局はこの基準に基づき、①自国に所在する金融機関等から非居住者が保有する口座情報(氏名・住所、口座残高等)の報告を受け、②租税条約等の情報交換規定に基づきその非居住者の居住地国の税務当局との間でその情報を提供し合うこととなります。

日本もこの基準に対応するため、平成27(2015)年度税制改正により、国内に所在する金融機関から非居住者が保有する口座情報の報告を受ける制度を導入しました。

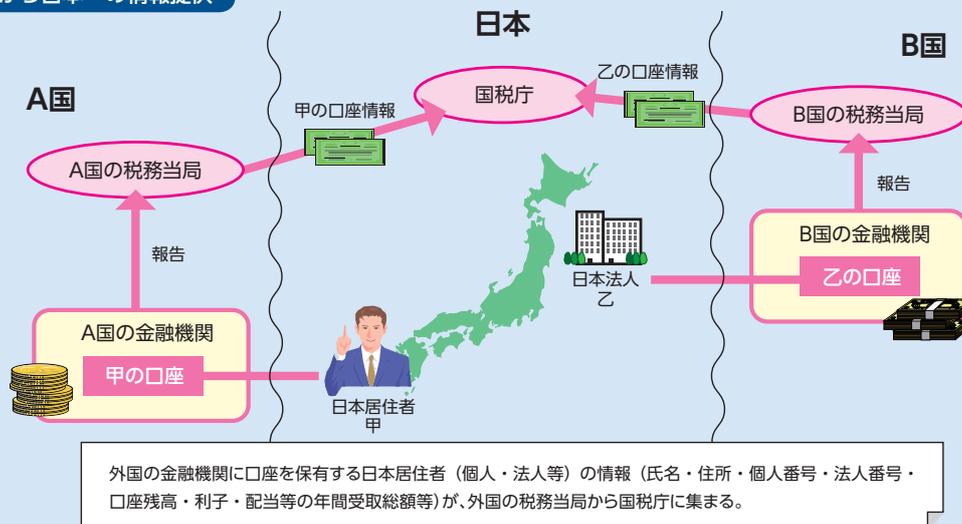
同制度は平成29(2017)年1月1日から施行されており、国税庁は、平成30(2018)年4月までに国内に所在する金融機関から初回の報告を受け、同年9月までに、外国の税務当局への情報提供を開始します。また、諸外国からも、日本居住者の金融口座情報が提供されることから、海外資産に係る透明性が高まることによる、自主的な適正申告の促進が期待されます。国税庁としては、諸外国から提供を受けた情報を海外にある金融資産及びそこから生じる所得の把握や、課税上問題のある海外取引等の把握や解明などに活用していきます。

■ CRSによる金融口座情報の自動的交換のイメージ

日本から外国への情報提供



外国から日本への情報提供



国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

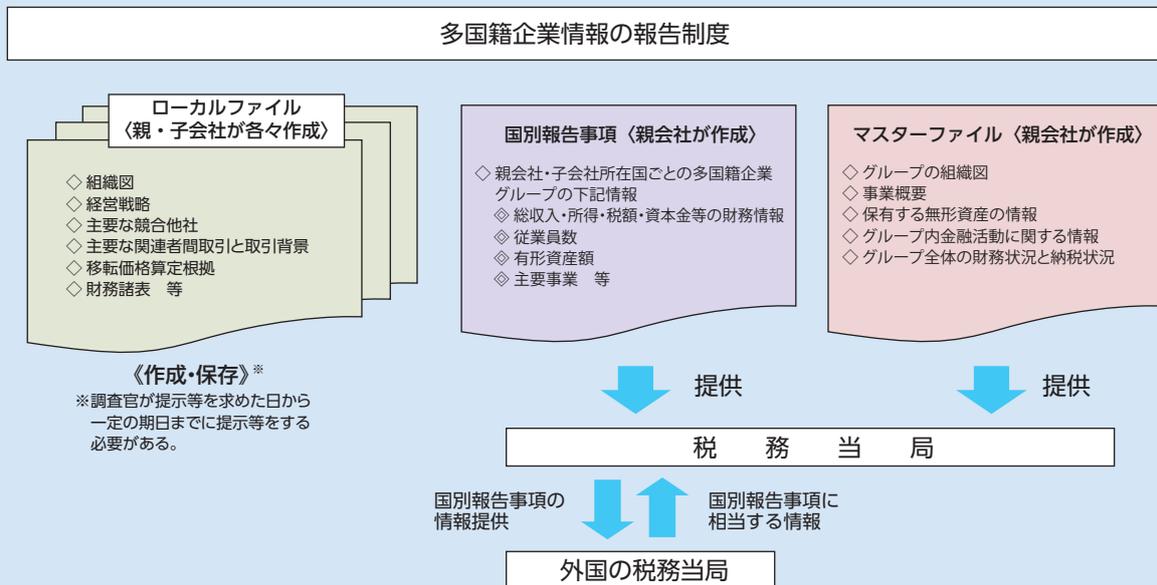
⑥ 多国籍企業情報の報告制度の創設

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、BEPSプロジェクトの勧告を踏まえ、平成28(2016)年度税制改正において、多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する情報(「国別報告事項」)、多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報(「事業概況報告事項(マスターファイル)」)及び関連者との取引における独立企業間価格を算定するための詳細な情報(「ローカルファイル」)を税務署に提供(又は作成・保存)することが義務付けられました。

国別報告事項及びマスターファイルについては、直前の最終親会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社等は、その親会社等の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、e-Taxにより提供することとされました(平成28(2016)年4月1日以後に開始する最終親会計年度から適用)。このうち、国別報告事項は、租税条約等の自動的情報交換に基づき、多国籍企業グループの構成会社等の居住地国の税務当局に情報提供することになりました。我が国では、平成30(2018)年9月までに外国の税務当局への情報提供を開始するとともに、諸外国からも国別報告事項に相当する情報の提供が開始されることとなります。

また、一の国外関連者との取引について、前事業年度における取引の合計金額が50億円以上又は無形資産取引の合計金額が3億円以上である法人は、ローカルファイルを確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされました。このローカルファイルは、調査官が提示又は提出を求めた日から一定の期日までに提示又は提出する必要があります(平成29(2017)年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

■ 多国籍企業情報の報告制度のイメージ



(3) 調査マンパワーの充実(専門体制の整備・拡充)

国税庁では、複雑・多様化する海外取引及び国際的租税回避に対応するため、国際課税に関する調査を専門的に行う部署を設置しています。

また、平成26(2014)事務年度より、富裕層に関する情報収集を更に強化する観点から、東京、大阪及び名古屋の各国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置しています。プロジェクトチームでは、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、その関係者や主宰法人、関連する法人を管理対象者グループとして一体的に管理して、情報の収集・分析を行っています。

なお、このプロジェクトチームについては、平成29(2017)事務年度から全国に拡大することとしています。

(4) グローバルネットワークの強化(外国当局との協調等)

国境を越えた経済活動がますます活発化するなか、適正・公平な課税を確保するためには外国当局との協調が不可欠となっており、国税庁は、外国当局との連携の強化に努めています。

① 国際的な枠組みへの参画

● 国際合意の形成と履行

BEPSプロジェクトは、多国籍企業がその活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECDにおいて平成24(2012)年に立ち上げられ、OECD非加盟国のG20メンバーも議論に参加し、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されました。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、各国政府・多国籍企業の透明性を高めるための、様々な勧告がなされており、国税庁は、財務省とともに、勧告内容の円滑な実現に向けて積極的に取り組んでいるところです。

■ BEPSプロジェクトにおいて議論された15の行動

行動1：電子経済の課税上の課題への対処	行動2：ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化
行動3：外国子会社合算税制の強化	行動4：利子控除制限ルール
行動5：有害税制への対抗	行動6：租税条約の濫用防止
行動7：恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止	行動8：無形資産取引に係る移転価格ルール
行動9：リスクと資本に係る移転価格ルール	行動10：他の租税回避の可能性の高い取引に係る移転価格ルール
行動11：BEPSの規模・経済的効果の分析方法の策定	行動12：義務的開示制度
行動13：多国籍企業の企業情報の文書化	行動14：相互協議の効果的实施
行動15：多数国間協定の策定	

● OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告については、これを更に広範な新興国・途上国に広めるとともに、各国の実施状況をモニタリングする観点から、新たに「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織され、平成29(2017)年4月現在、我が国を含む96か国・地域が「BEPS包摂的枠組み」に参加しています。

また、租税条約に基づく情報交換については、141か国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において各国・地域の法制と執行について相互審査が行われています。

なお、「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC：Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、多国間での情報交換に係る協力が行われ、いわゆる「パナマ文書」等に関する協働も行われています。

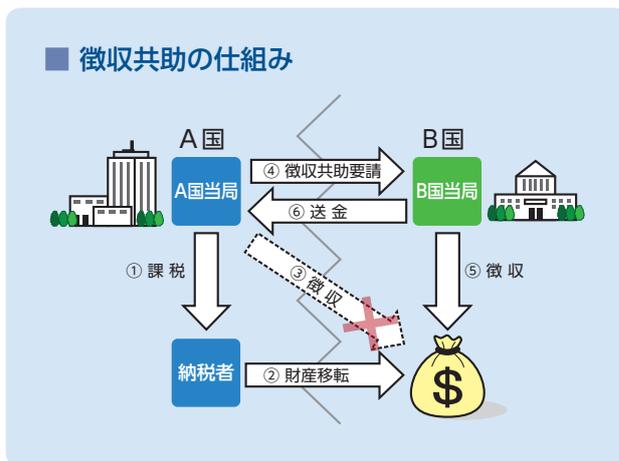
国税庁は、こうした取組にも積極的に参画していきます。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

② 徴収共助制度の活用

海外への財産の移転などによる租税の徴収の回避に対しては、租税債権の徴収において執行管轄権という制約¹がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みにより対処することができます。

我が国においては、平成25(2013)年10月に発効した税務行政執行共助条約²などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。



③ 相互協議の促進

経済社会の国際化が進み、個人や企業が海外へ進出すると、日本と進出先の国の双方から課税される二重課税が生じる場合があります。国税庁では、租税条約に基づく税務当局間の相互協議³を実施し、こうした国際的な二重課税問題の解決に努めています。

平成27(2015)事務年度における相互協議の発生件数は195件、処理件数は155件です。発生件数・処理件数のうち、9割以上が移転価格に関するものであり、約8割が移転価格の事前確認に関するものです。

相互協議を通じた国際的な二重課税の排除は投資交流の促進につながることから、これまで国税庁では相互協議事案の適切かつ迅速な処理に向けて積極的に取り組んできました。具体的には、要員の確保など体制を充実⁴させるとともに、各国の税務当局との協力関係を一層深めて機動的かつ円滑な協議の実施を図っています。また、新興国に対しては技術協力を活用した相手国の体制整備等を通じて相互協議の進捗を図るなど、多面的な対応を行っています。

■ 相互協議事案の発生・処理・繰越件数に係る推移



1 自国の領域外において公権力を行使することができないことをいいます。

2 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め80か国において発効しています(平成29(2017)年5月1日現在)。

3 「相互協議」とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続です。

4 相互協議の担当者数は、平成18(2006)事務年度には19名でしたが、平成28(2016)事務年度は43名まで増加しています。

■ 相互協議申立てがなされている相手国・地域 (平成28(2016)年6月現在)

	欧州	アジア・大洋州	米州	国・地域計
OECD加盟国	ベルギー フランス ドイツ アイルランド イタリア	オランダ スウェーデン スイス 英国	カナダ 米国 メキシコ	14か国
OECD非加盟国・地域		中国 香港 インド インドネシア	シンガポール タイ マレーシア ベトナム	8か国・地域
国・地域計	9か国	10か国・地域	3か国	22か国・地域

※ 我が国では、61の租税条約(適用対象は72か国・地域)において、相互協議に関する規定が置かれています(平成29(2017)年6月現在)。

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

徴収・適正・公平な課税・

権利救済

適正な運営

適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

(5) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

① 富裕層への調査

社会経済の国際化に伴い、海外取引を行っている納税者や海外資産を保有している納税者を重点的に調査し、国外送金等調書や租税条約などに基づく情報交換制度を効果的に活用するなどして、深度ある調査に取り組んでいます。

■ 富裕層に係る調査実績



■ うち海外投資などを行っている富裕層に係る調査実績



※1 申告漏れ所得金額には、海外取引のみならず、国内取引分も含んでいます。

※2 平成23(2011)事務年度分については未把握です。

② 海外取引のある企業への対応

我が国においては海外取引を行う企業も増えてきています。海外取引を行う企業はその取引等の相手企業が国外にあり容易に取引内容等の確認をできないといった特殊性があります。その特殊性を利用して、取引金額を改ざんすることにより不正に所得金額を圧縮したり、海外子会社の出資者を偽ることにより、外国子会社合算税制の適用による課税を回避したりするなどの法人が把握されています。

また、各国の税制の違いを利用して、グループ全体における税負担を軽減する国際的な租税回避スキームもあり、これらの海外取引企業特有の問題について、厳正に対応していく必要があります。

このため、国税庁では海外取引企業への取組を重点課題として掲げ、積極的に調査を実施しています。

■ 海外取引等に係る法人税調査実績



③ 移転価格税制に関する取組

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制¹の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化しており、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針を改正するなど、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。また、移転価格税制に係る事前確認²については、納税者の予測可能性・法的安定性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行に資するものであること等を踏まえ、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

コラム8 「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」の公表

国税庁では、BEPSプロジェクトの進展や、移転価格文書化制度の整備などの移転価格を取り巻く環境変化の下、移転価格税制に関する納税者の自発的な税務コンプライアンスを高めることを目指し、事務運営（取組方針、具体的な施策）を見直すとともに、納税者の予測可能性や行政の透明性を向上させるため、平成29（2017）年6月、「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」を公表しました。

「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」の概要

I 移転価格に関する国税庁の取組方針

【取組方針】

- 納税者の予測可能性の確保のほか、移転価格文書化制度の整備等を踏まえ、自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に資する施策を推進
- BEPS事案等の海外へ所得が移転されている取引に対して、重点的に実地調査を実施

【具体的な施策例（平成29（2017）年7月～）】

- 移転価格文書化制度に関する個別照会への回答や相談に積極的に対応するため、企業が来訪する相談窓口を各国税局に設置
- 外国税務当局によるCbCLレポートの不適切使用に対する懸念を踏まえ、OECDで外国税務当局にBEPS勧告等を遵守するよう求めていく。その際には、企業から国税局の相談窓口へ寄せられた情報も参考として活用



II 移転価格税制の適用におけるポイント

納税者による自主的な検討等の参考となる情報発信を目指し、移転価格税制の適用の際に検討、確認等を行う事項を示すため、①具体的な設例を用いて、②当局と納税者の視点を示しつつ、③納税者向けアドバイス等を記載した資料を新たに作成・公表

III 同時文書化対応ガイド

仮定の企業が国外関連取引を行う例を用いて、移転価格文書化制度の整備に伴い作成等が義務付けられるローカルファイルの全体像と記載事項が分かるサンプル（作成例）を新たに作成・公表

1 我が国企業が海外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいます。）と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

2 移転価格税制に係る事前確認は、納税者の申出に基づき海外の関連企業との取引に係る独立企業間価格の算定方法等について税務当局が事前に確認するものです。

4 各国税務当局との協力

(1) 開発途上国に対する技術協力

～ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ～

国税庁では、国際協力機構(JICA)の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国際税務行政セミナー

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣（派遣型）

現地税務当局の要望を踏まえ、納税者サービス、国際課税、職員研修などの分野について、職員を講師として派遣しています。平成28(2016)年度は、カンボジア、インドネシア、モンゴル、ミャンマー、ベトナムへ派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。平成28(2016)年度は、カンボジア、インドネシア、ベトナムに職員が常駐しています。

2 国内研修における講義などの実施（受入型）

(1) 国際税務行政セミナー（ISTAX）

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、平成28(2016)年度は両コースあわせて計25名が参加しました。

(2) 国別税務行政研修

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、各国からの要望に沿った講義などを行っています。平成28(2016)年度は、カンボジア、インドネシア、モンゴル、ベトナムの税務職員96名が参加しました。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

(3) アジア国際課税研修

複数のアジア諸国の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義などを行っています。平成28(2016)年度は7か国(インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、東ティモール、ベトナム)から11名が参加しました。

(4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、我が国の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修です。日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行い、平成28(2016)年度は、慶應義塾大学、横浜国立大学及び政策研究大学院大学の各大学院に在籍している留学生15名が参加しました。

■ 受入研修の実施状況

(単位: 国、人)

		平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
国際税務行政セミナー(ISTAX) (一般コース)	国数	15	16	17	16	15
	人数	15	16	17	16	15
国際税務行政セミナー(ISTAX) (上級コース)	国数	11	13	13	9	8
	人数	11	13	13	9	10
国別税務行政研修	国数	7	6	6	3	4
	人数	95	116	111	56	96
アジア国際課税研修	国数	5	6	6	6	7
	人数	11	16	12	8	11
国税庁実務研修	国数	12	11	13	14	9
	人数	19	20	17	18	15

(2) 税務当局間の国際会議への参加

～ 国際課税の問題解決に向けた各国間の協力 ～

二重課税や租税回避行為といった問題の解決に向け、各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、①OECD税務長官会議、②アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

① OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟国の長官クラスが参加し(一部の非加盟国も参加)、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場となっています。平成28(2016)年5月には、中国(北京)で第10回会合が開催され、BEPSへの対応をはじめとする国際課税における多国間協調、納税者の自発的コンプライアンスの向上、今後のOECD税務長官会議の方向性等について意見交換が行われました。

② アジア税務長官会合

アジア税務長官会合(SGATAR: Study Group on Asian Tax Administration and Research)は、アジア地域における17か国・地域の税務当局で構成され、域内の協力と知見の共有を図るための議論が行われる場となっています。平成28(2016)年11月には、ニュージーランドで第46回会合が開催され、税務執行面における国際協力の推進を図るとともに、直面する共通の諸問題について意見交換が行われました。